

森林整備事業における熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について

(1) 背景

熱中症対策については、令和7年4月15日に労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の一部が改正され、第612条の2に熱中症を生ずるおそれのある作業に関する対策が追加され、事業者に対して労働者への熱中症対策が新たに罰則付きで義務付けられた。

これは、近年の気候変動の影響から、真夏日が増加し、関連して熱中症による労働災害が、ここ数年増加傾向にある状況を鑑み、新たな規定が設けられたものである。

こうした動きを踏まえて、国有林野事業における造林事業及び製品生産事業について熱中症対策に係る経費に関して、現場管理費率等の補正を試行することとした。【令和8年2月25日付7林国業第240号林野庁国有林野部業務課長通知より】

令和8年2月 通知発出・本庁HP公表 令和8年3月以降の入札公告より適用

※北海道局においては、令和8年4月以降の入札公告より特記仕様書等で明示する。

(2) 試行イメージ

国土交通省-公共土木、林野庁-森林土木と同様に現場管理費率等を補正する。

これらの補正計算式については、**「真夏日に作業に従事したことを証明する受注者の提出資料」**に基づき事業期間内の真夏日率を算出し、補正値を決定する。**積算時に見込むのではなく事業完了時の変更契約等で補正**する。

(3) 対象事業

「国有林野事業における造林事業請負標準仕様書について」（平成20年3月31日付け19林国業第241号林野庁長官通知）第3章に記載された各作業種を含む造林事業及び「国有林野事業における製品生産事業請負標準仕様書について」（平成20年3月31日付け19林国業第238号林野庁長官通知）第2章に記載された各工程を含む製品生産事業について適用するものとする。

なお、**「既契約事業」**にも適用することとする。

具体的には、**令和6年度及び令和7年度に契約、もしくは令和7年度に入札公告があった事業で、事業の完了していないものについて、適用する**ものとする。（複数年契約や混合契約、令和7年度末に入札公告する早期発注など）

(4) 留意点

※混合契約▶立木等の販売と跡地における造林作業の請負とを一括して契約する事業

森林整備における熱中症対策の補正は森林土木と同様に「現場管理費の補正の試行」であるため、安衛則改正に伴い現場管理費の見直しを行う場合、本試行は廃止する。

森林整備事業における熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について

(5) 具体的な取組方法

熱中症対策への取組表明

真夏日の観測結果を提出

変更契約

【請負者】

【発注者】

STEP①

事業着手前に提出する事業計画書、もしくは事業実行中に当試行を実施する場合は変更事業計画書に次の事項を記載して提出する。【契約約款第3条】

- ①事業期間中における気温の計測方法
- ②計測結果の報告方法

・計測方法は①気象庁観測地点における気温取得 ②環境省測定による暑さ指数取得
③前述する①②によりがたい場合は監督職員と協議する測定方法とする。

事業計画書、又は変更事業計画書の受理、承認する。

事業実行

STEP②

1. 事業が完了する前に、事業計画書に記載した方法により、真夏日の発生日数を確認できる資料を提出する。
2. 事業終了日は見込み日として協議する。

【事業終了のみなし日を決定する】

1. 真夏日に関する資料を確認する。
2. 資料に記載する数量などをもとに真夏日率を算出し、熱中症対策に資する経費として、諸経費もしくは現場管理費に加算する金額を算出する。

＜最終の変更契約＞
契約金額の変更等に関する通知（協議）を受理し、承諾書等を提出する。

熱中症対策に資する経費として、諸経費もしくは現場管理費へ加算する契約金額の変更を協議する。
【契約約款第25条第1項】

変更契約の締結【契約約款63条】

STEP③

事業完了届を提出する。【契約約款第32条第1項】

完了届を受理し、完了検査を実施する。
【契約約款第32条第2項】

完了検査の結果（合格）通知の受理後に請求書を提出する。

完了検査の結果（合格）を通知する。
【契約約款第32条第2項】